請願審査のフローチャート

(H29.8.8更新)

①請願書の提出

①議会事務局に、請願書を提出します。 (関係書類等がある場合は、添付 してください)



※提出は、各定例会の告示日(開会日の1週間前)の午後5時まで

※請願には、紹介議員が必要です。

②議長が受理 (議会事務局で受付)

- ②要件が整っていれば、議長が受理します。
- (議会事務局において、形式や記載事項の 確認を行い、受付をします)

③議会運営員会で付託委員会を協議

③議会運営委員会(原則、告示日の翌日に 開催)で、請願を付託する委員会について、 協議をおこないます。

4 本会議で委員会付託

④本会議において、請願内容を所管する 委員会に付託します。



⑤委員会で審査

⑤所管する委員会で審査を行い、委員会として 態度を決定します。



⑥本会議(最終日)で採決

⑥本会議(最終日)において、請願を付託された委員会の委員長が、委員会での審査結果を報告後、請願の議決(採択・不採択等)をします。



⑦請願者へ議決結果等を通知

⑦議会の閉会後、議決結果を請願者に速やか に郵送で通知します。